

# 民間資金への借り換えの検討

水道事業債については、地方公共団体金融機構（国の外郭団体）から、民間よりも低い利率で借入できるが、借り換えにより繰上償還を実施する場合には、補償金を支払わなければならない。

①繰上償還しなければ、将来支払うはずであった利子 75,000

	N年	N+1年	N+3年	N+4年	N+5年	合計
元金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
利息 5.0%	25,000	20,000	15,000	10,000	5,000	75,000

②繰上償還された資金を新たな貸付金とする、機構における運用益 750

	N年	N+1年	N+3年	N+4年	N+5年	合計
元金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
利息 0.05%	250	200	150	100	50	750

(①将来支払うはずの利子) - (②繰上償還された資金の新たな運用益) = (③補償金)

$$75,000 - 750 = \underline{\underline{74,250}}$$



機構の運用よりも安い利率で民間から借入を実施しなければ、利子負担は増加する。

令和元年度利率（20年償還）

**機構資金 0.05%**

**民間資金 0.40%**

※現在は民間利率の方が高く、借り換えの実施により利子負担が増加する。

機構運用利率と民間利率とを比較して、利子負担が軽減できる場合に借換えを実施して利子負担を軽減する。